

1. 計画策定の趣旨 (目的)

本市の子ども・子育て施策は、子どもの最善の利益の保障を目指し、子育て・子育てを地域全体で見守り支え合うことのできる地域づくりを理念として進めてきました。

これまでの基本的な流れを継承し、目指す地域づくりを実現していくためには、市民の参加と協働によるまちづくりを推進していくことが欠かせません。そして、施策の成果をより実りのあるものとするため、保護者、地域、事業者、市が共通認識に立って子ども・子育て支援に取り組むことが重要であり、そのためには施策の総合的な展開の基本となる行政計画の策定が必要です。

本計画は、国の施策に呼応した法定計画としての役割を担うとともに、地域全体が共通認識に立って取り組むための基本的な考えや目指す方向性を示し、その理念を実現するための各施策の推進計画として策定するものです。

2. 計画の期間

令和2 (2020) 年度から令和6 (2024) 年度まで (5年間)

3. 計画の基本的な考え (基本理念)

子どもの権利条約の4つの基本的な権利を尊重し、子どもの視点に立って、最善の利益の保障を優先して考慮しながら、家庭、地域、事業者等が一体となって取り組むまちのあり様を目指す基本理念とし、次のように定めます。

「子どもの権利を尊重し、子育て子育てを地域全体で見守り支え合うまち」

生きる権利	育つ権利
守られる権利	参加する権利

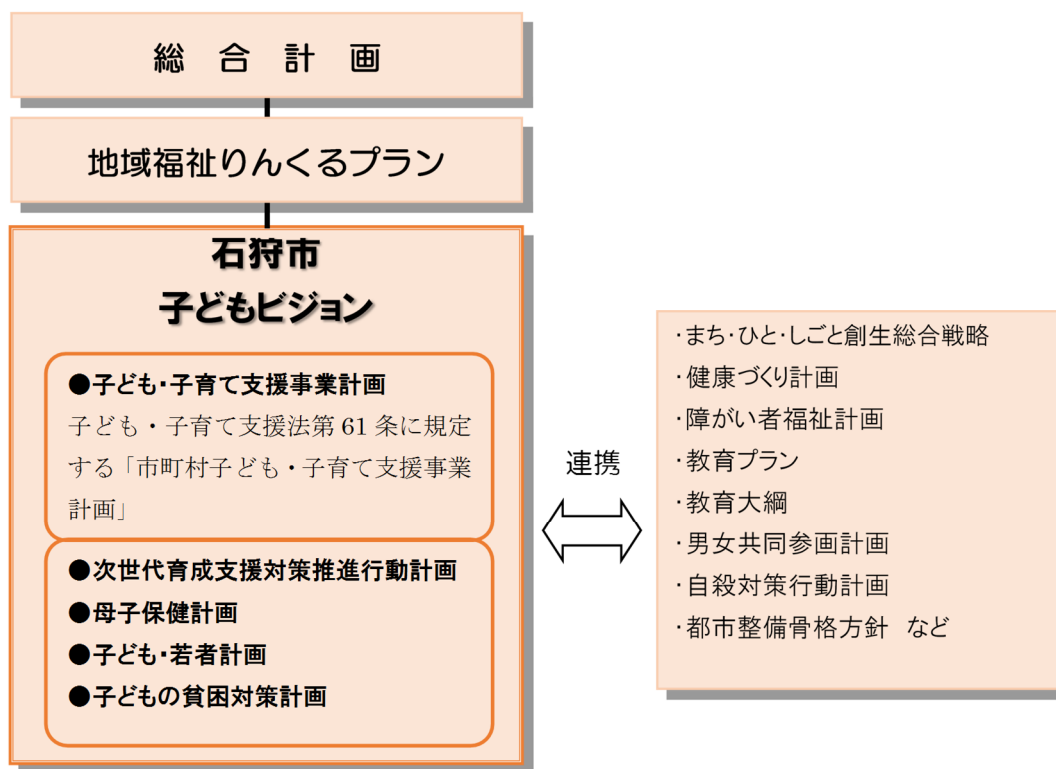
児童の権利に関する条約(概要～日本ユニセフ協会より)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、1989年(平成元年)11月20日に第44回国連総会において採択され、わが国は、1990年(平成2年)9月21日にこの条約に署名し、1994年(平成6年)4月22日に批准を行いました。子どもの権利条約は、子どもを18歳未満のすべての者と定義し、子どもを権利の主体として位置づけています。

子どもの権利条約では、大きく分けて4つの権利を守るよう定めています。

4. 各計画との関連イメージ

本計画は、本市の子ども・子育て施策を包括的に網羅し、総合的に推進するための計画として策定します。計画の基本理念を踏まえ、子どもの権利を尊重し、子どもが育まれる環境の現在と未来を見据え、子どもの育ちの視点に立って施策を推進していくという意味合いから「子どもビジョン」としました。



◎計画の位置づけ

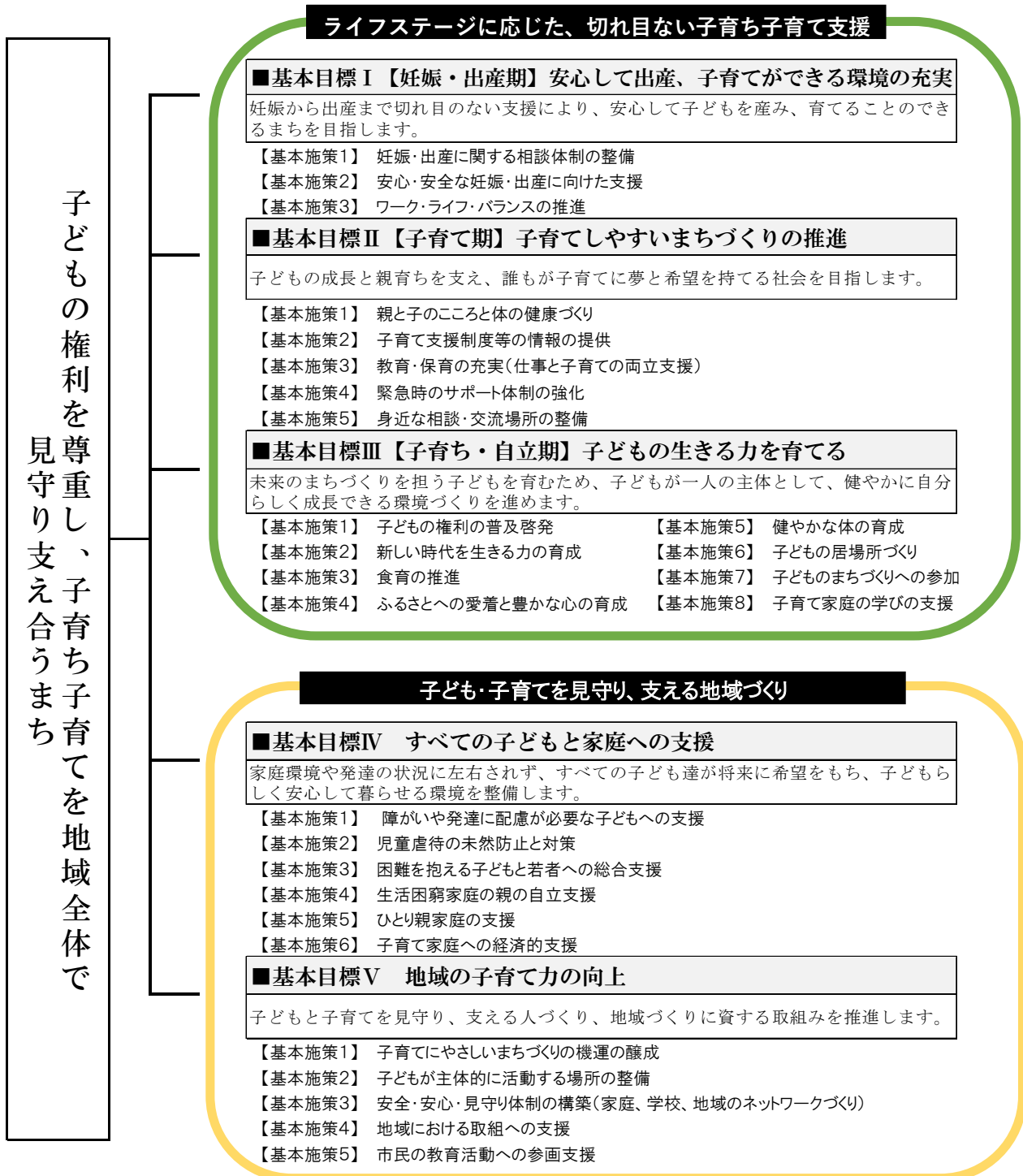
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法 第61条）
- 次世代育成支援対策推進行動計画（次世代育成支援対策推進法 第8条）
- 母子保健計画（平成8年5月1日付け厚生省通知「母子保健計画の策定について」）
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項）
- 子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第2項）

◎計画に盛り込む基本施策等

- ・教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の利用見込み量と確保方策
- ・上記以外の子ども・子育て支援関連施策
- ・乳幼児や妊産婦に関する施策
- ・教育関連施策
- ・要保護児童対策
- ・ひとり親の自立支援施策
- ・子ども・若者支援施策
- ・子どもの貧困対策 など

5. 施策体系（施策分野・基本施策とその関連性）

施策の体系は「ライフステージに応じた、切れ目ない子育て支援」を切り口として「妊娠・出産期」「子育て期」「子育て・自立期」の3つの領域と、「子ども・子育てを見守り支える地域づくり」を切り口として「すべての子どもと家庭への支援」「地域の子育て力の向上」の2つの領域において、それぞれ基本目標を設定します。基本目標ごとに盛り込まれた基本施策を総合的かつ計画的に取り組むことにより、「子どもの権利を尊重し、子育てを地域全体で見守り支え合うまち」の実現を目指します。



6. 重点施策方針

基本目標を達成するため、各基本施策等の推進とあわせて、喫緊の課題や時代の要請に応じていくための方策を重点施策方針と位置づけ、次のとおりとします。

【方針1】 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実

- ・子育て世代包括支援センター機能の維持・向上を図る
- ・妊娠届出時に策定するケアプランを基に、赤ちゃん訪問事業、個別相談など一連の支援体制を強化する
- ・産後ケア事業、妊産婦健康診査等により産後における母親の不安解消を図る
- ・地域子育て支援拠点機能の空白地域の解消を図る
- ・子育て支援制度等の情報提供体制の充実を図る
- ・通院に係る子ども医療費の助成を小学6年生まで実施する
- ・病児・病後児保育の活用の向上を図る

【方針2】 教育・保育環境の充実

- ・希望するすべての家庭に幼児教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図る
- ・保育士等の人材確保のための総合対策を講じる
- ・市内全域において、0歳児からの保育の導入を進める
- ・学校施設の計画的な改修・整備を図る
- ・コミュニティ・スクールの導入により、地域一体の学校運営を推進する
- ・教育の情報化（電子黒板、ICT機器の導入）を推進する

【方針3】 子どもの居場所づくりの推進

- ・放課後子ども総合プランを推進し、放課後の居場所づくりと児童クラブの量と質の適正化を図る
- ・（仮称）ふれあいの杜子ども館の整備計画を進める
- ・市街地の公園、緑地などのオープンスペースの多面的な利用を図る
- ・市民団体等による学習支援や食事支援など、市民協働による子どもの居場所づくりを推進する

【方針4】 すべての子ども、若者と家庭への総合支援

- ・児童虐待相談等に対応していくため、子ども家庭総合支援拠点（子ども相談センター）の機能強化及び石狩市こども見守りネットワーク協議会の効果的運用を図る
- ・子どもの貧困対策として、生活困窮家庭やひとり親家庭の親の自立支援対策を推進する。また、生活、教育、経済、医療など様々な領域における支援を総合的、重層的に展開する。
- ・子ども・若者の居場所をプラットフォームとした相談支援体制の充実強化を図る

7. 人口の見通し

前計画期間中（平成27年度～令和元年度）においては、宅地開発によって樽川地区の人口が増加した影響もあり、想定よりも就学前児童数の減少は緩やかに推移していましたが、今後、その影響は縮小すると見込んでいます。

また、25～39歳の女性人口が減っていることから、出生率が横ばいでも、出生数は減る見込みです。このことから、全地区においても、児童人口の減少が見込まれます。

年齢	合計					
	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	297	282	272	260	254	252
1歳	362	318	303	293	281	275
2歳	372	372	332	314	304	292
3歳	449	392	390	349	331	321
4歳	431	457	403	399	357	340
5歳	427	439	465	411	406	365
0～2小計	1,031	972	907	867	839	819
3～5小計	1,307	1,288	1,258	1,159	1,094	1,026
0～5小計	2,338	2,260	2,165	2,026	1,933	1,845
6～8小計	1,444	1,391	1,369	1,375	1,357	1,324
9～11小計	1,624	1,561	1,467	1,439	1,390	1,360
6～11小計	3,068	2,952	2,836	2,814	2,747	2,684
12～14小計	1,741	1,663	1,669	1,614	1,551	1,462
15～17小計	1,719	1,764	1,771	1,716	1,641	1,649
0～17計	8,866	8,639	8,441	8,170	7,872	7,640

8. 事業量の見込みと確保方策

◎教育・保育給付対象事業

■石狩地区

	令和2年度 (2020)					令和4年度 (2022)					令和6年度 (2024)						
	1号		2号		3号 合計	1号		2号		3号 合計	1号		2号		3号 合計		
	3～5歳	0歳	3～5歳	0歳		3～5歳	0歳	3～5歳	0歳		3～5歳	0歳					
①量の見込み (必要利用定員総数)	680	570	150	391	1,791	610	511	138	394	1,653	539	452	133	367	1,491		
②確保 の内容	教育・保育施設		769	492	93	360	1,714	751	509	136	378	1,774	751	509	136	378	1,774
	地域型保育				2	4	6			2	4	6			2	4	6
②-①	89	-78	-55	-27	-71	141	-2	0	-12	127	212	57	5	15	289		

【課題】 2号・3号（保育を必要とする0～5歳）の確保体制に不足があります。特に、教育・保育の無償化以降、1号（教育を希望する3～5歳）から2号（保育を必要とする3～5歳）へ移行を希望する家庭が増えたことで2号定員の不足につながっています。

【確保方策】 認定区分ごとの利用定員の変更、または利用定員の弾力的運用によって見込み量の受容に対応していくことを基本とします。一方、無償化に伴う保育ニーズの喚起や保育士不足が喫緊の課題となっており、これらの課題には速やかに総合的な対策を検討します。

■厚田地区・浜益地区

		令和2年度（2020）					令和4年度（2022）					令和6年度（2024）					
		1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
厚田	①量の見込み (必要利用定員総数)	15	2	3	7	27	16	2	3	6	27	15	2	3	6	26	
	②確保 の内容	教育・保育施設					0					0					0
		地域型保育			3	16	19			3	16	19			3	16	19
		認可外保育 (へき地保育)	50				50					0					0
	②-①	35	-2	0	9	42	-16	-2	0	10	-8	-15	-2	0	10	-7	
浜益	①量の見込み (必要利用定員総数)	12	2	2	5	21	11	2	2	4	19	9	2	2	4	17	
	②確保 の内容	教育・保育施設					0					0					0
		地域型保育					0					0					0
		認可外保育 (へき地保育)	64	0		6	70	64	0		6	70	64	0		6	70
	②-①	52	-2	-2	1	49	53	-2	-2	2	51	55	-2	-2	2	53	

【課題】：へき地保育を実施してきましたが、地域振興の観点から、保護者の就労ニーズや多様な働き方に対応していく必要があります。

【確保方策】：厚田保育園については、令和2年度から小規模保育事業（※）へ移行します。また、聚富保育園については、令和3年度末をもって閉園します。はまます保育園については、2歳未満の子どもの保育を提供できるよう、小規模保育事業（※）の導入について検討を進めます。

なお、小規模保育事業へ移行後の、3歳以上の教育・保育ニーズに関しては、特別利用地域型保育による受入を想定しています。

※小規模保育事業：少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。原則、0～2歳児が対象です。

◎地域子ども・子育て支援事業

1. 利用者支援事業	7. ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)
2. 地域子育て支援拠点事業	8. 一時預かり事業
3. 妊婦健康診査	9. 延長保育事業
4. 赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	10. 病児保育事業(病児・病後児)
5. 養育支援訪問事業 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	11. 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6. 子育て短期支援事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

いずれの事業も、現行体制の維持を基本としつつ、制度の充実・周知に努めます。なお、「11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」については、次の放課後子ども総合プランで述べます。

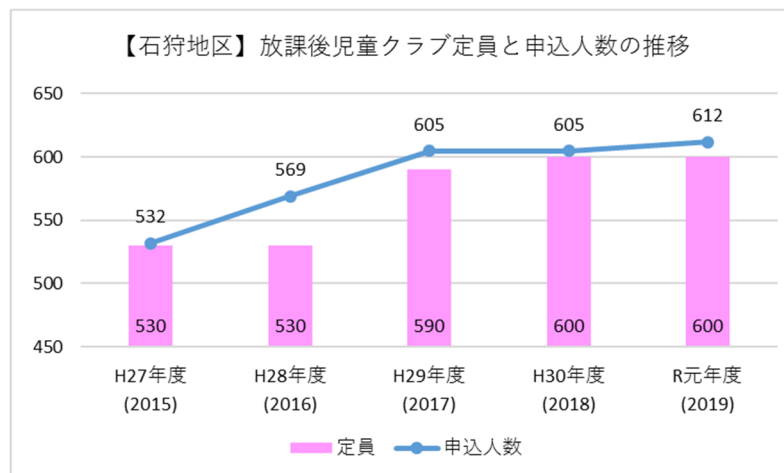
◎放課後子ども総合プラン

【課題】放課後児童クラブは、高学年の利用が年々増加しています。

申込人数増を見込んで平成29年にクラブを増設し、定員も増やしましたが、見込みを上回る申込により定員超過の状態となっています。

特に、花川南小学校区をはじめ、樽川地区を抱える南線小学校区や児童館がない紅南小学校区では定員超過が大きく、待機児童が発生しているため早急な対策が必要です。

放課後の居場所の取組として、市内4児童館（こども未来館、花川北児童館、おおぞら児童館、花川南児童館）の運営のほか、八幡、聚富、浜益で学習や体験活動などを行う放課後子ども教室を実施しています。



【確保方策】

(1) 放課後児童クラブの推進

①児童クラブの拡充

主に児童館機能がないエリアにおいて、児童クラブの定員の拡大や新設により対応します。

②開所時間を延長します。

保護者の多様な就労状況に応じて、最大19時まで児童クラブの利用時間を延長します。

③子どもたちの自主性、社会性の向上を図ります。

基本的な生活習慣の習得に配慮し、行事や活動を通して子どもの自主性や社会性を育みます。

(2) 児童館や放課後子ども教室等と一体または連携した取組の推進

①児童館の柔軟な運用

・放課後の子どもの居場所として多様なプログラムを展開することで、放課後子ども総合プランの推進拠点として機能していきます。

・子どもが一度帰宅しなくても直接児童館に来ることができる体制を整備し、放課後の居場所づくりを推進します。

・放課後の居場所づくりの取組み全体を通じて、放課後児童クラブの利用数や配置の適正化を図ります。

②放課後子ども教室等

・児童館のない校区等では、放課後子ども教室のほか、あいかぜ寺子屋など市独自の取組を放課後子ども教室の類似事業として位置づけ、学校敷地内の児童クラブと連携して進めます。

③厚田・浜益地区における放課後児童対策

保育所開放事業を実施することで、放課後の子どもの居場所を確保します。

④放課後児童クラブと放課後子ども教室等の一体的または連携した取組の推進

放課後児童クラブの子どもが児童館や放課後子ども教室等の多様なプログラムに参加できる取組を推進します。

⑤空き教室等の活用の検討

学校支援地域本部運営委員会において、市内各学校の空き教室の状況を把握し、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の実施状況について検討を行います。

⑥すべての子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供

発達障がいやいじめ、不登校など特別に配慮を必要とする子どもたちを適切に支援するため、学校や家庭、関係機関などと協働体制を構築し、情報共有や連携をすることで、安心して過ごすことができる居場所とします。

9. 進行管理

石狩市子ども・子育て会議において、進捗状況の管理及び評価を実施します。各年度に計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

計画の理念を実現するため、関係施策の成果、効果等を客観的にはかるための指標（成果指標）を設定します。成果指標は、アンケート調査などを用いて、市民意識の度合いなどを、できるだけ数値化して示すこととします。

計画全体の成果指標

成果指標	目標値	把握手法
石狩市は子育てしやすい環境だと思う割合	80%	子ども・子育てアンケート
子どもの権利が大切にされていると感じている市民の割合	80%	子ども・子育てアンケート
児童虐待の通告義務があることを知っている市民の割合	80%	子ども・子育てアンケート
市内で実施される子育て関連の行事やサービスについての満足度	80%	子ども・子育てアンケート
認定こども園等に入園できる割合	100%	10/1 基準 子ども家庭課調べ
放課後児童クラブに入所できる割合	100%	5/1 基準 子ども政策課調べ
子育て等の不安について、相談できる人や場所が身近にあると答えた割合	100%	子ども・子育てアンケート
子育て支援制度やサービス等に関する情報収集の手段が確保されている割合	100%	子ども・子育てアンケート
経済的な理由で食料を買えなかったり、子どもの通院を控えたりしたことがあると回答した割合	H30 結果より下降	子ども・子育てアンケート
自分には良いところがある(どちらかといえば)と感じている児童の割合	H31 結果より上昇	全国学力・学習状況調査
自分には良いところがある(どちらかといえば)と感じている生徒の割合	H31 結果より上昇	全国学力・学習状況調査
楽しく子育てできていると感じている割合	100%	子ども・子育てアンケート
夫または妻が子育てに協力的だと感じている割合	70%	子ども・子育てアンケート
将来に夢や目標がある児童の割合	H31 結果より上昇	全国学力・学習状況調査
将来に夢や目標がある生徒の割合	H31 結果より上昇	全国学力・学習状況調査
悩みや不安を相談できる人がいると答えた子どもの割合	100%	子ども・子育てアンケート
障がいのあるなしに関わらず、すべての子ども達が安心して成長できる環境だと感じている割合	100%	子ども・子育てアンケート
仕事(家事)と生活の調和が保たれていると感じている割合	80%	子ども・子育てアンケート
近所や地域とのつながりがあると答えた子どもの割合	70%	子ども・子育てアンケート
学校や自宅以外にも、安心して楽しく過ごすことのできる場所がある子どもの割合	80%	子ども・子育てアンケート